

新潟県条例第15号

新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例

新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(入館料) 第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。			(入館料) 第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。		
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者を除く。)	570円	1人につき460円	その他(学齢に達しない者を除く。)	550円	1人につき450円
(定期入館料) 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。			(定期入館料) 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。		
区 分	定 期 入 館 料		区 分	定 期 入 館 料	
小学校の児童 中学校の生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	410円		小学校の児童 中学校の生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	400円	
その他(学齢に達しない者を除く。)	2,260円		その他(学齢に達しない者を除く。)	2,200円	
(プラネタリウム観覧料) 第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。			(プラネタリウム観覧料) 第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。		
区 分	観 覧 料		区 分	観 覧 料	
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者を除く。)	210円		その他(学齢に達しない者を除く。)	200円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。